

「環境貢献型みやざきスギの家」認定制度実施要綱

平成 25 年 10 月 1 日

環境森林部山村・木材振興課

(目的)

第 1 条 この要綱は、本県の豊かな自然環境を活かしながら、県産材の需要拡大及び地球温暖化対策の推進を図るため、「環境貢献型みやざきスギの家」の認定制度に関して必要な事項を定める。

(「環境貢献型みやざきスギの家」の対象住宅)

第 2 条 「環境貢献型みやざきスギの家」認定の対象となる住宅は、申請者が自ら居住するために県内に建築した新築木造住宅（第 5 条において単に「新築木造住宅」という。）のうち、別表 1 の各区分ごとの項目の内容の全てに適合する住宅（以下「環境貢献型みやざきスギの家」という。）とする。

(認定手続)

第 3 条 「環境貢献型みやざきスギの家」の認定を受けようとする者は、建築する住宅が別表 1 の各区分ごとの項目の内容の全てに適合したことを確認できる工程に達したときに、「環境貢献型みやざきスギの家」認定申請書（様式 1）に添付書類（様式 2～4）を添えて知事に申請するものとする。

2 県は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、申請者に対し、「環境貢献型みやざきスギの家」認定証（様式 5。以下「認定証」という。）により認定するものとする。

なお、認定証に記載する二酸化炭素固定量は、別表 2 の計算式により算定を行うものとする。

3 県は、第 1 項の規定による申請があった場合において、別表 1 の各区分ごとの項目の内容に適合しない項目があるときは、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(認定の取消)

第 4 条 県は、前条第 1 項の規定による申請の内容に虚偽があること又は不正な手段によるものであることが判明したときは、認定を取り消すことができるものとする。

(優遇措置の対象者)

第 5 条 新築木造住宅の建築に係る金銭消費貸借（以下「住宅ローン」という。）の金利等の優遇措置の対象者は、「環境貢献型みやざきスギの家」の認定を

受けた住宅の建築を行うため、県と協定の締結を行った金融機関の融資に係る審査の要件を満たし、当該金融機関と住宅ローンの契約を行う者とする。

(優遇措置の適用手続)

第6条 住宅ローンの金利等の優遇措置の適用を受けようとする者は、認定証の写しを住宅ローンの契約を行おうとする金融機関に提出することとする。

2 認定証の写しの提出を受け、住宅ローンの金利等の優遇措置を実施した金融機関は、金融機関の受付印を押印した認定証の写しを県に速やかに提出するものとする。

(立入検査等)

第7条 県は、本制度の適正な実施のために必要があると認めるときは、申請者に対して、対象住宅（工事中の住宅を含む。）への立ち入り、関係書類の検査の実施又は必要な報告を求めることができる。

(認定取消の金融機関への通知)

第8条 県は、第4条の規定による認定の取消を行ったときは、速やかに第6条第2項の規定により受付印を押印した認定証の写しを県に提出した金融機関へ、その旨を通知するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	項 目
工 法	① 在来軸組工法の木造住宅であること
長期優良住宅	② 長期優良住宅(※ 1)の認定を受けること
県産材の活用	③ 構造材(※ 2)の 80%以上が県産乾燥材(※ 3)かつ合法木材(※ 4)であること
地球温暖化対策	④ 太陽光発電システムを設置すること(太陽電池最大出力 4kW 以上)

※ 1 : 長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」(平成 20 年法律第 87 号)に規定する長期優良住宅をいう。

※ 2 : 構造材

通柱、管柱、間柱、土台、大引、根太、梁、桁、筋かい、母屋、棟木、垂木、束、火打ちをいう。

※ 3 : 県産乾燥材

県内において、生産、製材又は加工された含水率 20 %以下の国産材製品をいう。

※ 4 : 合法木材

林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成 18 年 2 月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品をいう。

別表 2

二酸化炭素固定量 (t-CO₂)

$$= \text{樹種別の使用材積量 (m}^3\text{)} \times \text{容積密度 (t/m}^3\text{)} \\ \times \text{炭素含有率 (\%)} \times \text{二酸化炭素換算係数}$$

①使用材積量

対象建築物において使用された県産材の量 (単位: m³)

②容積密度

材積を乾燥重量に換算するための係数 (単位: t/m³)

樹 種	容積密度
スギ	0.314
ヒノキ	0.407
その他針葉樹	0.352
その他広葉樹	0.646

③炭素含有率

樹木の乾燥重量に占める炭素比率で、乾燥重量から炭素量への換算に用いる (0.5)

④二酸化炭素換算係数

炭素量を二酸化炭素量に換算するための係数 (44/12)
(44: CO₂分子量、12: C原子量)

※ 容積密度、炭素含有率については、「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動に関する補足情報」(日本国2009年4月)第3章に示された容積密度及び炭素含有率を使用する。

「環境貢献型みやざきスギの家」認定申請書

平成 年 月 日

宮崎県知事 殿

(申請者住所)

(申請者)

⑩

(電話番号)

私は、「環境貢献型みやざきスギの家」の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 建設所在地

2 添付書類

- ①長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し 【所管行政庁発行】
- ②「環境貢献型みやざきスギの家」仕様確認書 (様式2) 【施工者発行】

※ 仕様確認書の添付書類

- ・「宮崎県産材証明書」 (様式3) 【製材品等納入者発行】
- ・「出力対比表」 (様式4) 【太陽光発電システム設置等業者発行】

殿

住 所

設計・施工者名及び代表者名

電話番号

「環境貢献型みやざきスギの家」仕様確認書

下記のとおり、上棟が完了し、「環境貢献型みやざきスギの家」に係る仕様に適合していることを確認しました。

記

- 1 建設所在地
- 2 依頼者氏名
- 3 上棟完了日
平成 年 月 日

区分	項 目	添付書類	チェック
工 法	①在来軸組工法の木造住宅であること	・写真等	
長期優良住宅	②長期優良住宅の認定を受けている (長期優良住宅建築等計画認定通知書により確認を行うこと)		
県産材の活用	③構造材に80%以上の県産乾燥材かつ合法木材を使用している ・構造材の総木材使用量 m ³ ・構造材の県産乾燥材かつ合法木材の使用量 m ³ 〃の割合 %	・構造材の総木材使用量が分かる納品書又は明細書 ・様式3：宮崎県産材証明書(別紙明細が必要) ・図面 ・写真(上棟完了)	
地球温暖化対策	④太陽光発電システムを設置している 太陽電池最大出力4Kw以上	・様式4：出力対比表 ・図面 ・写真(太陽光発電システム設置完了)	

※図面には該当する箇所を色付けして表示すること。

■認定条件

チェック欄に全て○があること。

様式3（第3条関係）

平成 年 月 日

宮 崎 県 産 材 証 明 書

殿

証明者（製材品等納入者）
事業者名
代表者
住所

下記内容による建築資材を出荷したことを証明します。

記

- 1 建築主の氏名
- 2 建設所在地
- 3 施工者
- 4 証明内容

構造材における県産乾燥材かつ合法木材の量(明細別紙)	m ³
----------------------------	----------------

※1「構造材」とは、通柱、管柱、間柱、土台、大引、根太、梁、桁、筋かい、母屋、棟木、垂木、束、火打ちをいう。

※2「県産乾燥材」とは、県内において、生産、製材又は加工された含水率20%以下の国産材製品をいう。

証明者（製材品等納入者）が県外の事業者の場合、県内において生産、製材又は加工されたことが分かる書類を別途添付してください。（例：伐採届の写し、出荷証明書、納品書等）

※3「合法木材」とは、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品をいう。

【構造材】（通柱、管柱、間柱、土台、大引、根太、梁、桁、筋かい、母屋、棟木、垂木、束、火打ち）

部材	樹種	規格・寸法 短辺mm×長辺mm×材長mm		数量 (本)	材積 (m ³)	県産乾燥材	合法木材
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		×	×			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
合 計 (構造材総量)							
県産乾燥材かつ合法木材							

- ※1 構造材…通柱、管柱、間柱、土台、大引、根太、梁、桁、筋かい、母屋、棟木、垂木、束、火打ちをいう
- ※2 県産乾燥材…県内において、生産、製材又は加工された含水率20%以下の国産材製品をいう。
- ※3 合法木材…林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」
(平成18年2月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品をいう。

出力対比表

平成 年 月 日

※何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

設置者名(購入者)	
設置者住所	
販売者名	
製造メーカー名	

作成者	会社名(設置施工業者)
	住所 _____ 印
	氏名

太陽電池モジュール型式名		
太陽電池モジュールの 公称最大出力(W)	.	W
太陽電池モジュール全ての 公称最大出力の合計値(W)	.	W

製造番号票のコピーの貼付欄

上記に記入した太陽電池モジュールの型式の、製造番号票のコピーをこちらに貼付してください。

*太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票をコピーしてください。

*コピーする製造番号票には、型式名、製造番号、測定出力値の記載があること。

※製造番号票のコピーをこちらに貼付できない場合、別紙として添付してください。

その場合はコピー1枚ごとに「補助事業者(申請者)名」を必ず記入してください。



「環境貢献型みやざきスギの家」認定証

(申請者)様の家は、「環境貢献型みやざきスギの家」の仕様に適合し、環境に優しい木の家であることを認定します。



住宅の建設場所



県産材使用量

m³



二酸化炭素固定量

t-CO₂

平成 年 月 日

宮崎県知事

